

香川県条例第22号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(災害派遣手当等)</p> <p>第24条の8 国、他の地方公共団体等から派遣された災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員で、住所又は居所を離れて県内に滞在することを要するものには、災害派遣手当を支給する。</p> <p>2～6 略</p>	<p>(災害派遣手当等)</p> <p>第24条の8 国、他の地方公共団体等から派遣された災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項に規定する職員で、住所又は居所を離れて県内に滞在することを要するものには、災害派遣手当を支給する。</p> <p>2 災害派遣手当の額は、1日につき6,620円を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額とする。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、災害派遣手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。</p> <p>4～6 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。